

報告第72号

平成16年1月16日承認

上水道部会水道営業分科会の事務事業調整方針について

上水道部会水道営業分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成16年1月16日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

報告第72号

協 議 会 報 告 項 目

上 水 道 部 会

水道営業分科会 13-2

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
13 - 2 - 1	水道料金体系	11/11				
13 - 2 - 2	水道料金等口座振替	5/8	10/2		10/9	
13 - 2 - 3	水道料金電算システム	5/8	10/9		10/9	
13 - 2 - 4	水道料金のコンビニ収納	5/8			5/22	
13 - 2 - 5	水道局における下水道料金徴収	5/8			5/22	
13 - 2 - 6	水道事業に係る汚水処理委託	5/8			5/22	
13 - 2 - 7	水道料金等の徴収	5/8			5/22	
13 - 2 - 8	水道料金の督促及び滞納整理	5/8			5/22	
13 - 2 - 9	給水停止	5/8			5/22	
13 - 2 - 10	欠損処分	5/8			5/22	
13 - 2 - 11	使用水量の計量(検針)	5/8			5/22	
13 - 2 - 12	水道の使用開始、中止	5/8	11/11		11/27	
13 - 2 - 13	水道メーターの維持管理	5/8			5/22	
13 - 2 - 14	給水装置工事の申込関係	5/8			5/22	
13 - 2 - 15	給水装置工事の申込手数料	5/8	11/11		11/27	
13 - 2 - 16	給水装置工事の新規給水加入金	5/8	11/11		11/27	
13 - 2 - 17	給水装置工事の工事費用負担	5/8			5/22	
13 - 2 - 18	給水装置工事の工事施行の受託・委託	5/8			5/22	

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
13 - 2 - 19	給水装置工事の工事検査	5/8			5/22	
13 - 2 - 20	給水装置工事の工事用水の取扱	5/8			5/22	
13 - 2 - 21	給水装置工事の竣工図面の保存方法	5/8			5/22	
13 - 2 - 22	給水装置工事の受付、管理方法	5/8			5/22	
13 - 2 - 23	給水装置工事の公道部分の使用材料指定の有無	5/8	10/2		10/9	
13 - 2 - 24	給水装置工事の貯水槽水道設置の届出の有無	5/8			5/22	
13 - 2 - 25	給水装置工事の3階以上の直結直圧給水	5/8			5/22	
13 - 2 - 26	給水装置工事の鉛給水管の解消	5/8			5/22	
13 - 2 - 27	給水装置工事の工事事業者の指定	5/8			5/22	
13 - 2 - 28	安濃町専用水道	5/8			5/22	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道営業分科会

区分	構成市町村の現況																																																																																																																																																																																																			
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町																																																																																																																																																																																														
1 水道料金体系 ※協議会協議項目	<p>・水道料金は、水道メーターの口径ごとの「基本料金」と、使用水量に応じた「従量料金」を合計した額に消費税を加えた額となっており、「従量料金」については、一般用、浴場用、一時用があり1㎡当り単価が次のとおり区分けされている。また、共同住宅については、料金計算の特例がある。</p> <p>なお、料金計算には毎月計算と隔月計算がある。</p> <p>《毎月計算の場合》 基本料金(円)従量料金(1㎡/円)</p> <table style="font-size: small;"> <tr><td>13mm</td><td>400</td><td>—</td><td>1～10㎡</td><td>50</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>800</td><td>般</td><td>11～20㎡</td><td>90</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>1,300</td><td>用</td><td>21～30㎡</td><td>155</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>2,800</td><td></td><td>31～40㎡</td><td>165</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>5,200</td><td></td><td>41～60㎡</td><td>175</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>8,100</td><td></td><td>61～200㎡</td><td>190</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>18,300</td><td></td><td>201㎡以上</td><td>195</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>38,900</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>125mm</td><td>60,700</td><td>浴場用</td><td></td><td>75</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>94,300</td><td>一時用</td><td></td><td>370</td></tr> <tr><td>200mm</td><td>168,300</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>250mm</td><td>262,300</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>《隔月計算の場合》 基本料金が倍額となる。 従量料金の水量が2倍になる(単価は同じ)。</p>	13mm	400	—	1～10㎡	50	20mm	800	般	11～20㎡	90	25mm	1,300	用	21～30㎡	155	30mm	2,800		31～40㎡	165	40mm	5,200		41～60㎡	175	50mm	8,100		61～200㎡	190	75mm	18,300		201㎡以上	195	100mm	38,900				125mm	60,700	浴場用		75	150mm	94,300	一時用		370	200mm	168,300				250mm	262,300				<p>・水道料金は、水道メーターの口径ごとの「基本料金」と、使用水量に応じた「従量料金」を合計した額に消費税を加えた額となっており、「従量料金」については、普通用、大口用、季節用、臨時用があり1㎡当り単価が次のとおり区分けされている。30mm以上については、大口料金が適用される。また、共同住宅については、料金計算の特例がある。料金計算は毎月計算のみ。</p> <p>《毎月計算の場合》 基本料金(円)従量料金(1㎡/円)</p> <table style="font-size: small;"> <tr><td>13mm</td><td>700</td><td>—</td><td>1～10㎡</td><td>25</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>700</td><td>般</td><td>11～30㎡</td><td>125</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>700</td><td>用</td><td>31～50㎡</td><td>145</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>1,700</td><td></td><td>51～100㎡</td><td>160</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>3,100</td><td></td><td>101～500㎡</td><td>170</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>4,600</td><td></td><td>501～3,000㎡</td><td>180</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>10,500</td><td></td><td>3,001㎡～</td><td>190</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>17,600</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>150mm</td><td>38,000</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>200mm</td><td>53,800</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>大 1～50㎡ 145 口 51～100㎡ 160 用 101～500㎡ 170 501～3,000㎡ 180 3,001㎡～ 190</p>	13mm	700	—	1～10㎡	25	20mm	700	般	11～30㎡	125	25mm	700	用	31～50㎡	145	30mm	1,700		51～100㎡	160	40mm	3,100		101～500㎡	170	50mm	4,600		501～3,000㎡	180	75mm	10,500		3,001㎡～	190	100mm	17,600				150mm	38,000				200mm	53,800				<p>・水道料金は、メーターの口径に関係なく一律で10㎡までが基本料金で使用量によって料金が上昇する。料金の徴収は、2か月ごとで奇数月に行っている。共同住宅については特例がある。また、1か月計算で徴収する場合がある。</p> <p>(毎月計算) 基本料金 0～10㎡まで 1,200円 従量料金 11～30㎡ 140円 31～50㎡ 160円 51㎡以上 210円</p>	<p>・口径ごとに料金を設定</p> <p>・基本料金 ㎡</p> <table style="font-size: small;"> <tr><td>13mm</td><td>600円(1～20)</td></tr> <tr><td></td><td>1,000円(21～40)</td></tr> <tr><td></td><td>1,500円(41～)</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>7,100円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>13,900円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>25,900円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>71,600円</td></tr> </table> <p>・超過料金 ㎡</p> <table style="font-size: small;"> <tr><td>13mm</td><td>140円(6～10)</td></tr> <tr><td></td><td>150円(11～25)</td></tr> <tr><td></td><td>200円(26～35)</td></tr> <tr><td></td><td>300円(36～)</td></tr> </table> <p>20mm 350円(11～3000) ～75mm 250円(3001～)</p>	13mm	600円(1～20)		1,000円(21～40)		1,500円(41～)	20mm	1,800円	25mm	4,500円	30mm	7,100円	40mm	13,900円	50mm	25,900円	75mm	71,600円	13mm	140円(6～10)		150円(11～25)		200円(26～35)		300円(36～)	<p>・水道料金は、基本料金+従量料金+メーター使用料を合計したものに消費税を加え(消費税10円未満切捨)たもの、各簡易水道別の起償償還金を必要とする。なお、料金計算は毎月。(毎月計算)</p> <p>基本料金 0～10㎡まで 1,400円 従量料金(1㎡/円) 11～20㎡ 120 21～40㎡ 130 41～60㎡ 140 61～100㎡ 160 101㎡以上 180</p> <p>メーター使用料(円) 13mm 50 20mm 100 25mm 150 30mm 200 40mm 250 50mm 1,500 75mm 2,000</p> <p>起償償還金 平木簡水 1,150円 北長野簡水 1,900円 穴倉簡水 2,500円 高座原簡水 1,600円</p> <p>一時用(仮設) 1㎡につき300円とメーター使用料に消費税を加える。</p>	<p>・水道料金は、水道メーターごとの「基本料金」と、使用水量に応じた「従量料金」を合計した額に消費税を加えた額になる。安濃町では、水道料金は2か月ごとに水道メーターの検針を行い料金を計算している。</p> <p>《2か月用 水道料金表》(税抜き)</p> <table style="font-size: small;"> <tr><th>基本料金</th><th>水量</th><th>従量料金</th></tr> <tr><td></td><td>(㎡)</td><td>(1㎡/円)</td></tr> <tr><td></td><td>0～10㎡</td><td>—</td></tr> <tr><td></td><td>11～20㎡</td><td>100</td></tr> <tr><td>1,500</td><td>21～40㎡</td><td>130</td></tr> <tr><td></td><td>41～60㎡</td><td>170</td></tr> <tr><td></td><td>61～120㎡</td><td>220</td></tr> <tr><td></td><td>121～200㎡</td><td>260</td></tr> <tr><td></td><td>201㎡～</td><td>280</td></tr> </table> <p>《1か月用 水道料金表》(税抜き)</p> <table style="font-size: small;"> <tr><th>基本料金</th><th>水量</th><th>従量料金</th></tr> <tr><td></td><td>(㎡)</td><td>(1㎡/円)</td></tr> <tr><td></td><td>0～5㎡</td><td>—</td></tr> <tr><td></td><td>6～10㎡</td><td>100</td></tr> <tr><td>750</td><td>11～20㎡</td><td>130</td></tr> <tr><td></td><td>21～30㎡</td><td>170</td></tr> <tr><td></td><td>31～60㎡</td><td>220</td></tr> <tr><td></td><td>61～100㎡</td><td>260</td></tr> <tr><td></td><td>101㎡～</td><td>280</td></tr> </table>	基本料金	水量	従量料金		(㎡)	(1㎡/円)		0～10㎡	—		11～20㎡	100	1,500	21～40㎡	130		41～60㎡	170		61～120㎡	220		121～200㎡	260		201㎡～	280	基本料金	水量	従量料金		(㎡)	(1㎡/円)		0～5㎡	—		6～10㎡	100	750	11～20㎡	130		21～30㎡	170		31～60㎡	220		61～100㎡	260		101㎡～	280
13mm	400	—	1～10㎡	50																																																																																																																																																																																																
20mm	800	般	11～20㎡	90																																																																																																																																																																																																
25mm	1,300	用	21～30㎡	155																																																																																																																																																																																																
30mm	2,800		31～40㎡	165																																																																																																																																																																																																
40mm	5,200		41～60㎡	175																																																																																																																																																																																																
50mm	8,100		61～200㎡	190																																																																																																																																																																																																
75mm	18,300		201㎡以上	195																																																																																																																																																																																																
100mm	38,900																																																																																																																																																																																																			
125mm	60,700	浴場用		75																																																																																																																																																																																																
150mm	94,300	一時用		370																																																																																																																																																																																																
200mm	168,300																																																																																																																																																																																																			
250mm	262,300																																																																																																																																																																																																			
13mm	700	—	1～10㎡	25																																																																																																																																																																																																
20mm	700	般	11～30㎡	125																																																																																																																																																																																																
25mm	700	用	31～50㎡	145																																																																																																																																																																																																
30mm	1,700		51～100㎡	160																																																																																																																																																																																																
40mm	3,100		101～500㎡	170																																																																																																																																																																																																
50mm	4,600		501～3,000㎡	180																																																																																																																																																																																																
75mm	10,500		3,001㎡～	190																																																																																																																																																																																																
100mm	17,600																																																																																																																																																																																																			
150mm	38,000																																																																																																																																																																																																			
200mm	53,800																																																																																																																																																																																																			
13mm	600円(1～20)																																																																																																																																																																																																			
	1,000円(21～40)																																																																																																																																																																																																			
	1,500円(41～)																																																																																																																																																																																																			
20mm	1,800円																																																																																																																																																																																																			
25mm	4,500円																																																																																																																																																																																																			
30mm	7,100円																																																																																																																																																																																																			
40mm	13,900円																																																																																																																																																																																																			
50mm	25,900円																																																																																																																																																																																																			
75mm	71,600円																																																																																																																																																																																																			
13mm	140円(6～10)																																																																																																																																																																																																			
	150円(11～25)																																																																																																																																																																																																			
	200円(26～35)																																																																																																																																																																																																			
	300円(36～)																																																																																																																																																																																																			
基本料金	水量	従量料金																																																																																																																																																																																																		
	(㎡)	(1㎡/円)																																																																																																																																																																																																		
	0～10㎡	—																																																																																																																																																																																																		
	11～20㎡	100																																																																																																																																																																																																		
1,500	21～40㎡	130																																																																																																																																																																																																		
	41～60㎡	170																																																																																																																																																																																																		
	61～120㎡	220																																																																																																																																																																																																		
	121～200㎡	260																																																																																																																																																																																																		
	201㎡～	280																																																																																																																																																																																																		
基本料金	水量	従量料金																																																																																																																																																																																																		
	(㎡)	(1㎡/円)																																																																																																																																																																																																		
	0～5㎡	—																																																																																																																																																																																																		
	6～10㎡	100																																																																																																																																																																																																		
750	11～20㎡	130																																																																																																																																																																																																		
	21～30㎡	170																																																																																																																																																																																																		
	31～60㎡	220																																																																																																																																																																																																		
	61～100㎡	260																																																																																																																																																																																																		
	101㎡～	280																																																																																																																																																																																																		

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1.
-------	----

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容																																																																																																																																																																																																																																																											
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>・水道料金は、水道メーターの口径ごとの「基本料金」と、使用水量に応じた「従量料金」を合計した額に消費税を加えた額となっており、「従量料金」については、一般用、浴場用、一時用があり1㎡当り単価が次のとおり区分けされている。また、共同住宅については、料金計算の特例がある。</p> <p>なお、料金計算は隔月計算で行っている。 《2ヶ月計算》 基本料金(円)従量料金(1㎡/円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>13mm</td><td>960</td><td>—</td><td>1～20㎡</td><td>60</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>1,920</td><td>般</td><td>21～40㎡</td><td>108</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>3,120</td><td>用</td><td>41～60㎡</td><td>186</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>6,720</td><td></td><td>61～80㎡</td><td>198</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>12,480</td><td></td><td>81～120㎡</td><td>210</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>19,440</td><td></td><td>121～400㎡</td><td>228</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>43,920</td><td></td><td>401㎡以上</td><td>234</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>93,360</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>125mm</td><td>145,680</td><td>浴場用</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>226,320</td><td>一時用</td><td></td><td>444</td></tr> </table>	13mm	960	—	1～20㎡	60	20mm	1,920	般	21～40㎡	108	25mm	3,120	用	41～60㎡	186	30mm	6,720		61～80㎡	198	40mm	12,480		81～120㎡	210	50mm	19,440		121～400㎡	228	75mm	43,920		401㎡以上	234	100mm	93,360				125mm	145,680	浴場用		90	150mm	226,320	一時用		444	<p>・用途別料金体系を採用し、「基本料金」と使用水量に応じた「超過料金」に、口径ごとの「メーター使用料」を合計した金額に消費税を加算した額としている。</p> <p>◆用途別</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">区分</th><th>基本水量</th></tr> <tr><td>①一般用</td><td>…10㎡</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>②官公署</td><td>…20㎡</td><td>3,600円</td></tr> <tr><td>③営業用</td><td>…20㎡</td><td>3,600円</td></tr> <tr><td>④工場用</td><td>…20㎡</td><td>3,600円</td></tr> <tr><td>⑤工事用</td><td>…10㎡</td><td>3,600円</td></tr> <tr><td>⑥体育用</td><td>…50㎡</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td>⑦浴場用</td><td>…50㎡</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>⑧娯楽用</td><td>…10㎡</td><td>6,000円</td></tr> </table> <p>※超過料金は、60～540円/㎡で徴収</p> <p>◆メーター使用料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>①φ13…</td><td>70円</td></tr> <tr><td>②φ20…</td><td>140円</td></tr> <tr><td>③φ25以上…</td><td>220円</td></tr> </table> <p>・基本的に、毎月検針、毎月請求である。</p>	区分		基本水量	①一般用	…10㎡	1,800円	②官公署	…20㎡	3,600円	③営業用	…20㎡	3,600円	④工場用	…20㎡	3,600円	⑤工事用	…10㎡	3,600円	⑥体育用	…50㎡	7,200円	⑦浴場用	…50㎡	5,000円	⑧娯楽用	…10㎡	6,000円	①φ13…	70円	②φ20…	140円	③φ25以上…	220円	<p>・水道料金は、用途別料金体系を採用し、水道メーターの口径ごとの「基本料金」と、使用水量に応じた超過料金を合計した額に消費税を加えた額となっており、「超過料金」については、一般家庭用、官公署等用、営業等用があり、1㎡当り単価が次のとおり区分けされている。なお、料金計算には毎月計算。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">区分</th><th>㎡</th><th>基本</th><th>超過(1㎡)</th></tr> <tr><td>一般家庭</td><td>(10)</td><td>2,500</td><td>190</td><td></td></tr> <tr><td>官公署等</td><td>(15)</td><td>3,750</td><td>190</td><td></td></tr> <tr><td>営業用等</td><td>(15)</td><td>5,000</td><td>290</td><td></td></tr> <tr><td>事務所用</td><td>(15)</td><td>4,120</td><td>290</td><td></td></tr> <tr><td>工場用等</td><td>(30)</td><td>10,000</td><td>290</td><td></td></tr> <tr><td>噴水滝庭園</td><td>(10)</td><td>7,500</td><td>500</td><td></td></tr> <tr><td>工事用</td><td>(10)</td><td>5,000</td><td>380</td><td></td></tr> <tr><td>プール</td><td>(400)</td><td>75,000</td><td>190</td><td></td></tr> <tr><td>キャンプ場</td><td>(200)</td><td>37,500</td><td>250</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>(10)</td><td>37,500</td><td>190</td><td></td></tr> <tr><td>消火栓演習</td><td>(15㎡または15分)</td><td>750</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>メーター使用料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>口径</th><th>料金</th><th>口径</th><th>料金</th><th>口径</th><th>料金</th><th>口径</th><th>料金</th><th>口径</th><th>料金</th><th>口径</th><th>料金</th><th>口径</th><th>料金</th></tr> <tr><td>13mm</td><td>60</td><td>20mm</td><td>120</td><td>25mm</td><td>130</td><td>30mm</td><td>250</td><td>30mm</td><td>250</td><td>40mm</td><td>280</td><td>50mm</td><td>850</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>75mm</td><td>2,300</td></tr> </table> <p>簡易水道</p> <p>○元取福田山</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>一般家庭(10)</td><td>1,450</td><td>120</td><td>官公署等(15)</td><td>2,140</td><td>120</td><td>営業用等(15)</td><td>2,830</td><td>180</td><td>事務所等(15)</td><td>2,330</td><td>180</td></tr> <tr><td>プール(400)</td><td>41,570</td><td>120</td><td>キャンプ場(200)</td><td>20,940</td><td>150</td><td>消火栓演習(15㎡または15分)</td><td>750</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>○青山高原</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>13～20mm(20)</td><td>3,750</td><td>250</td><td>25mm以上(50)</td><td>7,500</td><td>250</td></tr> </table> <p>分水料金</p> <p>第22条 条例第23条第5項に定める分水料金の基本料金は、次のとおりとする。契約水量1㎡当たり月額750円</p> <p>2 使用料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1)専ら家庭用、学校施設、病院等の生活用的給水に利用する場合1㎡当たり150円(2)専ら宗教活動等で社会的貢献を行う給水に利用する場合1㎡当たり190円</p> <p>(3)前2号以外の給水に利用する場合1㎡当たり290円</p> <p>3 超過料金は、基本水量を超えた部分に対する次の料金とする。</p> <p>(1)前項第1号の給水の場合は、1㎡当たり450円(2)前項第2号の給水の場合は、1㎡当たり570円(3)前項第3号の給水の場合は、1㎡当たり870円</p> <p>4 特別超過料金は、基本水量の3倍を超えた部分に対する次の料金とする。前項各号のそれぞれの料金の3倍に相当する額</p> <p>5 基本水量とは、1日の契約水量である。</p> <p>臨時給水料金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>用途</th><th>口径</th><th>㎡</th><th>基本</th><th>超過</th></tr> <tr><td>家庭用</td><td>13・20mm(5)</td><td></td><td>1,800</td><td>370円/㎡</td></tr> <tr><td>工事用その他</td><td>13mm(15)</td><td></td><td>6,250</td><td>730</td></tr> <tr><td></td><td>20mm(50)</td><td></td><td>25,000</td><td>800</td></tr> <tr><td></td><td>25mm(50)</td><td></td><td>27,000</td><td>860</td></tr> </table>	区分		㎡	基本	超過(1㎡)	一般家庭	(10)	2,500	190		官公署等	(15)	3,750	190		営業用等	(15)	5,000	290		事務所用	(15)	4,120	290		工場用等	(30)	10,000	290		噴水滝庭園	(10)	7,500	500		工事用	(10)	5,000	380		プール	(400)	75,000	190		キャンプ場	(200)	37,500	250		その他	(10)	37,500	190		消火栓演習	(15㎡または15分)	750			口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金	13mm	60	20mm	120	25mm	130	30mm	250	30mm	250	40mm	280	50mm	850													75mm	2,300	一般家庭(10)	1,450	120	官公署等(15)	2,140	120	営業用等(15)	2,830	180	事務所等(15)	2,330	180	プール(400)	41,570	120	キャンプ場(200)	20,940	150	消火栓演習(15㎡または15分)	750					13～20mm(20)	3,750	250	25mm以上(50)	7,500	250	用途	口径	㎡	基本	超過	家庭用	13・20mm(5)		1,800	370円/㎡	工事用その他	13mm(15)		6,250	730		20mm(50)		25,000	800		25mm(50)		27,000	860	<p>・各簡易水道施設毎に給水区域を指定</p> <p>水道料金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>グループ</th><th>基本</th><th>超過</th></tr> <tr><td>A</td><td>1,000円</td><td>10㎡以上 25円</td></tr> <tr><td>B</td><td>1,000円(但し書きあり)</td><td>〃</td></tr> <tr><td>C</td><td>2,500円</td><td>10㎡以上 125円</td></tr> </table> <p>(A/B/C各グループは施設を言う)</p>	グループ	基本	超過	A	1,000円	10㎡以上 25円	B	1,000円(但し書きあり)	〃	C	2,500円	10㎡以上 125円
13mm	960	—	1～20㎡	60																																																																																																																																																																																																																																																											
20mm	1,920	般	21～40㎡	108																																																																																																																																																																																																																																																											
25mm	3,120	用	41～60㎡	186																																																																																																																																																																																																																																																											
30mm	6,720		61～80㎡	198																																																																																																																																																																																																																																																											
40mm	12,480		81～120㎡	210																																																																																																																																																																																																																																																											
50mm	19,440		121～400㎡	228																																																																																																																																																																																																																																																											
75mm	43,920		401㎡以上	234																																																																																																																																																																																																																																																											
100mm	93,360																																																																																																																																																																																																																																																														
125mm	145,680	浴場用		90																																																																																																																																																																																																																																																											
150mm	226,320	一時用		444																																																																																																																																																																																																																																																											
区分		基本水量																																																																																																																																																																																																																																																													
①一般用	…10㎡	1,800円																																																																																																																																																																																																																																																													
②官公署	…20㎡	3,600円																																																																																																																																																																																																																																																													
③営業用	…20㎡	3,600円																																																																																																																																																																																																																																																													
④工場用	…20㎡	3,600円																																																																																																																																																																																																																																																													
⑤工事用	…10㎡	3,600円																																																																																																																																																																																																																																																													
⑥体育用	…50㎡	7,200円																																																																																																																																																																																																																																																													
⑦浴場用	…50㎡	5,000円																																																																																																																																																																																																																																																													
⑧娯楽用	…10㎡	6,000円																																																																																																																																																																																																																																																													
①φ13…	70円																																																																																																																																																																																																																																																														
②φ20…	140円																																																																																																																																																																																																																																																														
③φ25以上…	220円																																																																																																																																																																																																																																																														
区分		㎡	基本	超過(1㎡)																																																																																																																																																																																																																																																											
一般家庭	(10)	2,500	190																																																																																																																																																																																																																																																												
官公署等	(15)	3,750	190																																																																																																																																																																																																																																																												
営業用等	(15)	5,000	290																																																																																																																																																																																																																																																												
事務所用	(15)	4,120	290																																																																																																																																																																																																																																																												
工場用等	(30)	10,000	290																																																																																																																																																																																																																																																												
噴水滝庭園	(10)	7,500	500																																																																																																																																																																																																																																																												
工事用	(10)	5,000	380																																																																																																																																																																																																																																																												
プール	(400)	75,000	190																																																																																																																																																																																																																																																												
キャンプ場	(200)	37,500	250																																																																																																																																																																																																																																																												
その他	(10)	37,500	190																																																																																																																																																																																																																																																												
消火栓演習	(15㎡または15分)	750																																																																																																																																																																																																																																																													
口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金																																																																																																																																																																																																																																																		
13mm	60	20mm	120	25mm	130	30mm	250	30mm	250	40mm	280	50mm	850																																																																																																																																																																																																																																																		
												75mm	2,300																																																																																																																																																																																																																																																		
一般家庭(10)	1,450	120	官公署等(15)	2,140	120	営業用等(15)	2,830	180	事務所等(15)	2,330	180																																																																																																																																																																																																																																																				
プール(400)	41,570	120	キャンプ場(200)	20,940	150	消火栓演習(15㎡または15分)	750																																																																																																																																																																																																																																																								
13～20mm(20)	3,750	250	25mm以上(50)	7,500	250																																																																																																																																																																																																																																																										
用途	口径	㎡	基本	超過																																																																																																																																																																																																																																																											
家庭用	13・20mm(5)		1,800	370円/㎡																																																																																																																																																																																																																																																											
工事用その他	13mm(15)		6,250	730																																																																																																																																																																																																																																																											
	20mm(50)		25,000	800																																																																																																																																																																																																																																																											
	25mm(50)		27,000	860																																																																																																																																																																																																																																																											
グループ	基本	超過																																																																																																																																																																																																																																																													
A	1,000円	10㎡以上 25円																																																																																																																																																																																																																																																													
B	1,000円(但し書きあり)	〃																																																																																																																																																																																																																																																													
C	2,500円	10㎡以上 125円																																																																																																																																																																																																																																																													

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道営業分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
2 水道料金等口座振替	<p>・水道料金の払込区分で口座振替扱いは、82.5%。 ○取扱金融機関 百五銀行、あさひ銀行、UFJ銀行、みずほ銀行、三重銀行、関西さわやか銀行、中京銀行、第三銀行、津信用金庫、三重信用金庫、UFJ信託銀行、津安芸農業協同組合、東海労働金庫、郵便局 ○残高不足等による再振替処理 自動的に再振替処理を行う。</p>	<p>・水道料金の払込区分で口座振替扱いは、91.0%。 ○取扱金融機関 百五銀行、三重銀行、中京銀行、第三銀行、津信用金庫、三重信用金庫、三重中央農業協同組合、東海労働金庫、郵便局(自払いのみ) ○残高不足等による再振替処理 翌月10日に自動的に再振替処理を行う(東海労働金庫除く)</p>	<p>・水道料金の口座振替扱いは88.0%。 ○取扱金融機関 百五銀行、第三銀行、三重銀行、津安芸農業共同組合、郵便局 ○残高不足による再振替処理 奇数月の翌月の中旬に行う。</p>	<p>・水道料金の口座振替納付約88% ○取扱金融機関 津安芸農協、百五銀行、UFJ銀行、みずほ銀行、三重銀行、中京銀行、第三銀行、郵便局 ○残高不足による再振替 翌月の中旬に再振替(文書)</p>	<p>・水道料金の払込区分で口座振替扱いは、72.9%。 ○取扱金融機関 百五銀行、あさひ銀行、UFJ銀行、みずほ銀行、三重銀行、中京銀行、第三銀行、津安芸農業協同組合、郵便局 ○残高不足等による再振替処理 郵便局のみ再振替処理を行う</p>	<p>・水道料金の口座振替扱いは、91.7%。 ○取扱金融機関 百五銀行、津安芸農業協同組合、三重銀行、第三銀行、中京銀行、UFJ銀行、あさひ銀行、みずほ銀行、関西さわやか銀行、津信用金庫、三重信用金庫、郵便局 ○残高不足等による再振替処理 津安芸農業協同組合は、で再振替処理を行う。 その他金融機関は、出金伝票で再振替処理を行う。</p>
3 水道料金電算システム	<p>・水道料金計算、料金調定、消しこみ、各種統計資料等の電算処理は、全て民間業者に業務委託をしている。 委託業務 ・水道料金計算業務 水道料金、下水道使用料計算作業 給水工事関連作業 量水器関連作業 収納消しこみ関連作業 収納年度末作業 各種統計作業 汚水処理計算作業 ・オンライン処理業務 ・システム変更</p>	<p>・水道料金、下水道使用料計算の電算処理は、民間業者に業務委託している(一般会計の一括契約)。 委託業務 ・水道料金計算業務 水道料金ハツ処理委託 ・下水道料金計算業務 下水道料金ハツ処理委託</p>	<p>・水道料金計算、料金調定、消しこみの電算処理は、すべて民間業者に業務委託をしている。 委託業務 水道料金計算業務</p>	<p>・電算処理は、民間業者に業務委託している。</p>	<p>・水道料金計算、収納消しこみ関連作業、料金調定、各種統計資料等の電算処理は、民間業者に業務委託をしている。(MT以外の消しこみ作業のみ、水道課において手作業により処理) 委託業務 ・水道料金計算業務</p>	<p>・水道料金計算、料金調定、消しこみ、各種統計資料等の電算処理は、全て民間業者に業務委託をしている。 委託業務 ・水道料金計算業務 水道料金計算作業 量水器関連作業 収納消しこみ関連量作業 収納年度末作業 各種統計作業 機器保守料 用紙代</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		2. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 3. 津市の例により調整する。(合併と同時に)		
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・水道料金の口座振替納付は、85.3%。 ○取扱金融機関 ・百五銀行、三重銀行、中京銀行、第三銀行、一志東部農業協同組合、三重県信漁連、郵便局 ○残高不足等による再振替処理 再振替処理を行う。	・口座振替利用率は93%前後。 ○取扱金融機関 ・三重中央農協・百五銀行・第三銀行・郵便局(振替のみ) ○残高不足等によるものは、再度依頼書により処理する。	・水道料金の払込区分で口座振替扱いは、89.6%。 ○取扱金融機関 ・百五銀行、中京銀行、第三銀行、三重銀行、三重中央農業協同組合、郵便局 ○残高不足等による再振替処理は行っていない。	・小西簡易水道と須磨簡易水道の水道料金の口座振替扱いしている ○取扱金融機関 ・百五銀行、JA三重中央、郵便局 ○残高不足等による再振替処理は行っていない。	・津市取扱金融機関以外の金融機関を調整する。 ・自動再振替処理を金融機関と調整する。
・水道料金計算、料金調定、消しこみ、各種統計資料等の電算処理は、全て民間業者に業務委託をしている。 委託業務 ・水道料金計算業務 水道料金、下水道使用料計算作業 給水工事関連作業 量水器関連作業 収納消し込み関連作業 収納年度末作業 各種統計作業 污水処理計算作業	・水道料金計算、料金調定、納付書作成等の作業について、民間業者に業務委託している。 ※平成13年度から5年間の契約である。	・水道料金計算、料金調定、消しこみ、各種統計資料等の電算処理は、全て民間業者に業務委託をしている。 委託業務 ・水道料金計算業務 水道料金計算作業 給水工事関連作業 量水器関連作業 収納消し込み関連作業 収納年度末作業 各種統計作業 ・オンライン処理業務 ・システム変更	・直営簡易水道施設について水道料金計算、料金調定、納付書作成等の作業について、環境課で行っている。なおシステムはリース契約をしている。	合併までに津市の例により調整する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道営業分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 水道料金のコンビニ収納	<p>・平成11年4月1日から「市民サービスの向上と、自主納付を促す。」ことを目的に、コンビニストア支払いを受け付ける制度を導入している。</p> <p>コンビニ収納に係る契約業者 収納代行業者 SMBCファイナンス㈱(三井ファイナンス) 納付できるコンビニエンスストア サークルK、ローソン、ファミリーマート、am/pm、ココストア、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、サンエブリー、セブンイレブン、サンクス、スリーエフ、セーブオン、ポプラ、コミュニティ・ストア、セイコーマート(地区限定)、HOT SPAR(地区限定)</p>	—	—	—	—	—
5 水道局における下水道料金徴収	<p>・事務の合理化、経費の節減、窓口事務の一本化による市民サービスの向上等を図るため、平成11年4月から水道局で下水道使用料と水道料金を合わせて徴収している。</p>	<p>・事務の合理化、経費の節減、窓口事務の一本化による市民サービスの向上等を図るため、平成5年4月から水道課で下水道使用料と水道料金を合わせて徴収している。</p>	<p>・町内の千里ヶ丘地区の下水道料金を水道課で徴収している。</p>	<p>・水道課内に上水道係と下水道係があるので、どちらも徴収している。</p>	—	—
6 水道事業に係る汚水処理委託	<p>・水道局において県住宅供給公社及び津市開発公社と下水道使用料を算出するため汚水処理施設使用料金計算事務委託に関する覚書を交わし、使用水量の情報提供業務を行っている。</p>	<p>・公共下水道接続のため、平成13年3月31日付けで終了。</p>	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 津市の例により調整する。(合併と同時) 5. 津市、久居市の例により調整する。(合併と同時) 6. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	・コンビニ収納の実施 料金収納システムの統一
・産業建設課内に下水道係があるので、どちらも徴収している。	・一志団地の下水道料金徴収を水道課で担当している。	-	-	・下水道部会と協議・調整する。 賦課徴収業務委任に伴う協定を結ぶ 収納システムの変更
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道営業分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 水道料金等の徴収	<p>・水道料金の現金徴収 水道料金の納付については、自主納付が原則であるが一部については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅納付組合による徴収66棟(約21,600件) ・民間集金人による徴収を1人委託している(110件) ・職員による徴収も行っている 	<p>・水道料金の現金徴収 水道料金の納付については、自主納付が原則であるが一部については、職員による徴収も行っている(滞納整理)</p>	<p>・水道料金の現金徴収 一部の地区で自治会、婦人会等で行っている。</p>	<p>・委託者により納付書配布、集金、領収書の配布を行っている。 集金人 5人(集金は約200件) 集金人扱いでないものは自主納付。</p>	<p>・水道料金の現金徴収 水道料金の納付については、口座振替が原則であるが、一部については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小集落(垣内)ごとに徴収(4垣内)(約50件) ・地域ごとの民間集金人による徴収 12人(約300件)を行っている。 	<p>・水道料金の納付については、自主納付が原則である。職員による徴収は滞納整理時のみ行っている。</p>
8 水道料金の督促及び滞納整理	<p>①納入通知書納付による督促状の作成 月3回発行される納入通知書の納期限を経過したものについて、その納期限から5日後に作成する。(納入期限は8日・18日・28日)</p> <p>②口座振替による再振替通知の作成 納期限から5日後に作成しエンドレスで再振替を行う。(振替日 8日・18日・28日)</p> <p>③催告状の作成 督促納期限を経過したものについては、その納期限から5日後に作成している。(納入期限は8日・18日・28日)</p> <p>④滞納整理 電話による督促、納付書再発行、個別訪問等により納付指導、滞納整理を行う。</p> <p>⑤担当地区制で5人体制で対応している。</p>	<p>①納入通知書納付者、口座振替納付者について、翌月20日現在の未納者については督促状を作成し送付する。</p> <p>④滞納整理 電話による督促、納付書再発行、戸別訪問により納付指導、滞納整理を行う。</p> <p>⑤担当地区制で7班14人体制で対応している。</p>	<p>①督促状の作成 奇数月に発行される納入通知書の納期限が経過したものについて翌月の偶数月の中旬に発行する。(納入期限は月末)</p> <p>④滞納整理、電話による督促、個別訪問による納入指導を行う。</p> <p>⑤水道課職員、他課に応援を求めて対応している。</p>	<p>①毎月通知</p> <p>②再振替は翌月の中旬。原則1回</p> <p>④滞納整理は随時。電話、訪問等。</p>	<p>①月末の口座振替の結果を受信してから(再)納付書作成による督促</p> <p>②郵便局のみ毎月15日の再振替を行う。</p> <p>④電話による督促、納付書再発行、個別訪問等により納付指導、滞納整理を行う。</p> <p>⑤平日の昼間は職員2人1組、夜間の滞納整理は、水道課職員全員で2人1組として行う。</p>	<p>①納入通知書納付による督促状の作成 月1回発行される納入通知書の納期限を経過したものについて、納期限の翌月の20日に作成する。</p> <p>②口座振替による再振替通知の作成 納期限の翌月の15日に再振替を行う。</p> <p>③催告状の作成 督促納期限を経過したものについて作成している。</p> <p>④滞納整理 電話による督促、納付書再発行、個別訪問等により納付指導、滞納整理を行う。</p> <p>⑤担当地区制で4人体制にて対応している。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	7. 津市の例により調整する。(合併と同時) 8. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・水道料金の現金徴収 水道料金の納付については、自主納付が原則である ・水道料金については、町が徴収し、津市水道局へ一括支払を行っている	・水道料金は、口座振替及び自主納付を原則とし、水道課窓口以外の現金徴収、集金は行っていない。ただし、滞納整理における現金徴収は、必要に応じて最小限の範囲で実施。(できるだけ金融機関への払い込みを指導する。)	・水道料金の現金徴収 水道料金の納付については、自主納付が原則であるが一部については、職員による徴収も行っている	・水道料金の現金徴収 水道料金の納付については自主納付となっている。職員による徴収は滞納整理だけ	・原則自主納付であり、口座振替、コンビニ納付を推進する。 ・集金人による徴収委託は、極力自主納付の方向で調整する。
①納入通知書納付による督促状の作成 納入通知書の納期限を経過したものについて、作成する。 ②口座振替による再振替通知の作成 納期限から5日後に作成しエンドレスで再振替を行う。 ③催告状の作成 督促納期限を経過したものについて、作成している。 ④滞納整理 電話による督促、納付書再発行、個別訪問等により納付指導、滞納整理を行う。	①督促状は、2～3か月に1回程度、送付する。 ②口座振替の再度振替は、10日後に実施し、落ちない場合は、翌月再度振替する。それでも振替できない場合は、納付書を郵送して、自主納付とする。	①納期限を経過したものについては、納入通知書納付による未納通知の作成(年4回) ③催告状の作成(督促期限を経過したものについて作成している)	①20日に口座振替不能者点検 ↓ 納付書(25日に送付 翌月20日納付) ↓ 滞納者に対して3月に1度程度実施 納入書の送付、滞納整理を行う。	・水道料金の督促 津市の例を基準に整備していく。 ・滞納整理 滞納件数、滞納金額等の状況を把握、集計した中で、滞納整理体制を整備する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道営業分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
9 給水停止	<p>①停水実施予告通知書の送達：3期6か月以上滞納している者を対象として、職員が直接交付し、送達する。</p> <p>②停水の執行：停水実施予告通知書に記載した納期限までに納付しなかった者について執行(止水栓止め・メーター撤去)。ただし、滞納額の2分の1以上の納付と誓約書を提出すれば停水執行を保留する。</p> <p>③停水の解除：原則として滞納額を全額納入したとき * 停水執行は収納担当職員5人(2人1組)にて行う。執行当日は、午後9時まで待機して対応し、翌日からは営業時間内に対応する。</p>	<p>条例34条及び「久居市給水停止事務取扱要綱」に基づき実施する。</p> <p>①給水停止予告通知書の送達 ○6期(6か月)以上水道料金を滞納している者 ○前号にかかわらず、滞納整理において滞納額を指定期日までに納付しなかった等、約束不履行者で特に悪質と判断される者</p> <p>②給水停止の執行 停水執行予告書に記載した執行予定日までに滞納額を納付しなかった者に対し執行する。</p> <p>③停水の保留 原則として滞納額の2分の1程度を納付し、かつ残金の納付期日について誓約したときは、停水を保留することができる。ただし、誓約不履行のときは直ちに停水を執行する。</p> <p>④停止の解除 停水を執行した者については、原則として滞納額を全額納付したときに解除する。</p> <p>⑤停水者への配慮 停水者への生活維持を配慮し、水道課水道水を土、日、祭日を除く日の午前8時30分から午後5時まで10ℓ当たり3円で販売することとする。</p>	<p>①給水停止予告通知書の送達 ○3期(6か月)以上のとき ○時期を失すると徴収できないとき、または滞納が1期でも10万円以上のとき ○納入指導に従わないとき ○その他、水道事業管理者が必要と認めたとき</p> <p>②給水停止の通知 予告通知書の指定した納入期限を経過しても納入のない場合、給水停止通知書を発行する。</p> <p>③給水停止の執行 納入のない者に対し、給水停止を行い給水停止執行通知書を発行する。 ※給水停止は、職員2人で行う。その給水停止は止水栓により行うが、止水栓により停止ができない場合はメーター撤去等により行う。 給水停止の猶予 ○料金の一部を納入し、残額について分納誓約書の提出があったとき。ただし、残額の方納期間は1年を超えることができない。 ○財産が天災、もしくはその他の災害を受け、または盗難により破損され、料金の納入ができないとき。 ○本人または同居の親族が負傷、もしくは疾病により料金を納入することができないとき。 ○その他、管理者が認めたとき。</p>	<p>料金を納入しない者で、悪質と思われる場合に実施。</p>	<p>①停水実施予告通知書の送達：村長が通知書の送達を必要と認めたとき滞納している者を対象として、送達する。</p> <p>②停水の執行と解除：停水実施予告通知書に記載した納期限までに納付しなかった者について、村長が停水の執行(止水栓止め・メーター撤去)を必要と認めた時執行する。ただし、滞納額の一部でも納付と誓約書を提出すれば停水執行を保留または停水を解除する。</p>	<p>①停水実施予告通知書の送達：3期6か月以上滞納している者や、特に悪質と判断される者を対象に、書留による送達、または水道課職員による交付送達とする。</p> <p>②停水の執行：停水実施予告通知書に記載した納期限までに納付しなかった者について執行(止水栓止め)。ただし、滞納額の2分の1以上の納付と分納誓約書を提出すれば停水執行を猶予する。</p> <p>③停水の解除：原則として滞納額を全額納入したとき * 停水執行は担当職員2人1組で行い、停水の解除は、午後5時以降行わない。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	9. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>①停水実施予告通知書の交付 :3期6か月以上滞納している者を対象として、職員が直接交付する。</p> <p>②停水の執行 :停水実施予告通知書に記載した納期限までに納付しなかった者について執行(止水栓止め・メーター撤去)。ただし、滞納額の2分の1以上の納付と誓約書を提出すれば停水執行を保留する。</p> <p>③停水の解除 :原則として滞納額を全額納入したとき</p>	<p>・給水停止予告通知書は、6か月分以上滞納した場合に、郵送する。</p> <p>・通知書に対し、何の連絡もなかった場合に、給水を停止する。(止水栓止め) 保留の金額は、相手の状況により、ケース対応するが、定期的な納入が継続されない場合は、即座に給水停止することの念を押す。</p> <p>・停水は職員2人で行う。停水の解除は、午後5時以降行わない。</p>	<p>随時、停水執行予告書を発行し、悪質な者について執行を行う。</p>	<p>長期滞納者に対し、停水の執行し、停水の解除 :原則として滞納額を全額納入したとき</p>	<p>津市の例により給水停止を実施する。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道営業分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 欠損処分	①時効により消滅した水道料金債権について、地方自治法第236条第1項の規定により行う。(5年) ②時効により消滅した修繕工事代金について、民法第170条第2号の規定により行う。(3年)	①時効により消滅した水道料金債権について、地方自治法第236条第1項の規定により行う。(5年) ②破産法により破産処理手続きが終了したもの。	①時効により消滅した水道料金債権について、地方自治法第236条第1項の規定により行う。(5年)	回収不能と思われる場合に実施。	①時効により消滅した水道料金債権について、地方自治法第236条第1項の規定により行う。(5年) ②時効により消滅した修繕工事代金について、民法第170条第2号の規定により行う。(3年)	①時効により消滅した水道料金債権について、地方自治法第236条第1項の規定により行う。(5年)
11 使用水量の計量(検針)	①検針方法:委託検針員(19人)により、ハンディ・ターミナルでの検針(一部は職員による)。 ②検針サイクル:検針地区を偶数月と奇数月の検針地区に分割し、さらに各月を10日単位に3分割した地区に小分けして検針を実施。 ③検針総件数:約69,000件(内委託検針員によるもの67,000件、職員2,000件)	①検針方法:委託検針員(11人)により、ハンディ・ターミナルでの検針(一部は職員による)。 ②検針サイクル:毎月、検針を実施。 ③検針総件数:約14,500件(内委託検針員によるもの14,495件、職員5件)	①検針方法 委託検針員(12人)により、ハンディ・ターミナルによる検針。 ②検針サイクル 奇数月の1日から10日の間に町内全域を検針をする。 ③検針総件数 約5,650件	①臨時職員2人により、ハンディ・ターミナルで検針(職員も協力) ②偶数月の定例日(月初め)に検針 ③検針件数 約2,900件	①検針方法 委託検針員(28人)のうち、2人はハンディ・ターミナルでの検針、その他は検針台帳による。 ②検針サイクル 毎月20日から翌月の5日までに各地区委託者が検針 ③検針総件数:約1,340件(内委託検針員によるもの1,300件、職員40件)	①検針方法:委託検針員(3人)により、検針表での検針。 ②検針サイクル:検針地区を偶数月と奇数月の検針地区に分割して実施。 ③検針総件数:約3,750件(平成14年度予算で計上)
12 水道の使用開始、中止 ※協議会協議項目	①使用開始・中止等の受付方法:主に電話、ファックス連絡により受付。 ②再開栓等の作業体制:通常は専任職員(3人)にて実施。休日等は業者委託。開閉栓状況の結果処理は、電算端末機によりデータ処理。 ③開栓手数料:900円	①使用開始・中止等の受付方法:使用開始については、水道課窓口にて受付。中止については、電話、ファックス連絡にて受付。 ②再開栓等の作業体制:通常は職員(3人)と委託検針員にて実施。休日等は水道課職員全員にて実施。開閉栓状況の結果処理は、電算端末機によりデータ処理。 ③開栓手数料:500円	①使用開始、中止等の受付方法 役場もしくは千里ヶ丘分室に備えてある開始、中止届を提出してもらう。 ファックスでの届出可。電話での受付はしていない。 ②開栓等の作業体制 通常は水道課職員が対応。夜間、休日には水道当番(水道課職員)が対応。 ③開栓時の手数料は徴収していない。	①文書(申請書)による受付 ②再開栓等の作業は職員が実施 ③作業の手数料はなし	①使用開始・中止等の受付方法書類による手続が原則。遠方の場合は書類を郵送し、記入、押印の上返送してもらう。書面でのみ受け付ける。 ②再開栓等の作業体制 専任職員(2人)にて実施。休日等は基本的に受け付けていない。 ③開栓手数料:900円	①使用開始・中止等の受付方法:基本的には、届けの提出。 ②再開栓等の作業体制:通常は職員(1人)にて実施。(休日も職員で対応) ③開栓時手数料の徴収はしていない。
13 水道メーターの維持管理	①購入方法:主に年間単価契約[機種別=新品、改造、パター)により購入 ②取替等の方法:委託により年次毎に、地区別に一斉取替(7年サイクル)を実施。 ③取替作業の委託方法:指定給水装置工事業者に業務委託	①購入方法:主に年間単価契約[機種別=新品、改造、パター)により購入 ②取替等の方法:委託により年次毎に、地区別に一斉取替(8年サイクル)を実施。 ③取替作業の委託方法:指名競争入札	①購入方法 年間単価契約(機種別 新品、改造、パター)により購入 ②取替方法 漏水修繕をしている業者が施工。町内一斉取替(8年サイクル) ③取替作業の委託方法:町内の給水工事をしている業者へ委託	①購入方法:年間契約 ②取替等の方法:地区別に一斉取替(8年サイクル) ③取替作業:民間業務委託	①購入方法 主に年間単価契約(機種別=新品)により購入 ②取替等の方法 入札により水道給水業者と契約し、地区別に一斉取替(8年サイクル)を実施。 ③取替作業の委託方法:安濃町水道指定給水装置工事業者の中から選定する。	①購入方法:年間単価契約[機種別=新品、改造、パター)により購入 ②取替等の方法:委託により年次毎に、地区別に一斉取替(8年サイクル)を実施。 ③取替作業の委託方法:安濃町水道指定給水装置工事業者の中から選定する。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 11. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 12. 13. 津市の例により調整する。(合併と同時に)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
①時効により消滅した水道料金債権について、地方自治法第236条第1項の規定により行う。(5年)	①時効により消滅した水道料金債権について、地方自治法第236条第1項の規定により行う。(5年)	①時効により消滅した水道料金債権について、地方自治法第236条第1項の規定により行う。(5年) ②時効により消滅した修繕工事代金について、民法第170条第2号の規定により行う。(3年)	現時点では、該当なし	津市の例により不納欠損処分を実施する。
①検針方法:津市水道局より町へ委託。町が委託検針員(2人)により、ハンディ・ターミナルでの検針。 ②検針サイクル:偶数月の20日から25日に検針を実施。 ③検針総件数:約11,200件	①検針方法:委託検針員7人により、ハンディ・ターミナルでの検針(一部は職員による。) ②検針サイクル:毎月検針 ③検針総件数:5,050件・3月末、うち職員で対応するもの10件程度	①検針方法:委託検針員(10人)により、ハンディ・ターミナルでの検針(一部は職員による。) ②検針サイクル:毎月検針 ③検針総件数:4,344件(内委託検針員によるもの4,325件、職員19件)	直営の簡易水道施設において ①検針方法:委託検針員(2名)により、ハンディ・ターミナルでの検針。 ②検針サイクル:検針地区を2名で分割し、検針を実施。 ③検針総件数:308件(3月末)組合管理の簡易水道は組合で検針と徴収を行う	水道料金の負担の軽減化を図るためには、検針コスト等を極力低く抑える必要があるため、隔月検針で調整する。
①使用開始・中止等の受付方法:再開は主に、来庁 中止は主に、電話等連絡により受付。 ②再開栓等の作業体制:通常は兼務職員(1人)が実施。休日等は担当課職員で対応。開閉栓状況の結果処理は、津市水道局へ書類提出後、水道局で電算端末機によりデータ処理。 ③開栓手数料:900円	①使用開始、中止、名義変更等は、原則として書類提出による。(争議等の発生を防ぐため。) 便宜的に、郵送、ファックスの対応は可能とする。 ②対応は、開庁時間内のみであり、夜間、休日は受け付けしない。(時々、遠方から来たからといって、強要される場合があり、当番の待機職員が対応することがある。) ③閉栓、開栓は無料。	①使用開始・中止等の受付方法:主に電話、ファックス連絡により受付。 ②再開栓等の作業体制:通常は専任職員(2人)にて実施。開閉栓状況の結果処理は、電算端末機によりデータ処理。 ③開栓手数料:1,050円	使用開始、中止等は書類提出による 手数料はなし 組合管理の簡易水道は組合長に開始、中止等を一任	
①津市水道局より支給	①購入方法:津市とほぼ同様 ②取替等の方法:津市とほぼ同様 ③取替作業:指定給水装置工事業者に業務委託	①購入方法:主に年間単価契約〔機種別＝新品〕により購入 ②取替等の方法:委託により年次毎に、地区別に一斉取替(8年サイクル)を実施。 ③取替作業の委託方法:指定給水装置工事業者に業務委託	8年サイクルで取替 指名競争入札による	・津市の購入方法を基準として採用する。 ・水道メーターの取替委託方法等については、新たに制度を制定する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道営業分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
14 給水装置工事の申込関係	指定の様式により工事申込書の提出及び工事施工は、申込者と指定店との直接契約で指定店が行う。	指定の様式により工事申込書の提出及び工事施工は、申込者と指定店との直接契約で指定店が行う。	指定の様式により工事申込書の提出及び工事施工は、申込者と指定店との直接契約で指定店が行う。	指定の様式により申込み。指定給水装置工事事業者と申込者との直接契約。	指定の様式により工事申込書の提出及び工事施工は、申込者と指定店との直接契約で指定店が行う。	指定の様式による工事申込書の提出後、水道課で積算し工事費を出す。工事費納入後、町と指定店との契約により工事を施工する。
15 給水装置工事の申込手数料 ※協議会協議項目	給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事事業者の指定手数料。 ・設計審査手数料900円 ・工事検査手数料2,300円 ・指定給水装置工事事業者の指定手数料14,000円	給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事事業者の指定手数料。 ・設計審査手数料1,000円 ・工事検査手数料2,200円 ・指定給水装置工事事業者の指定手数料14,000円	給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事事業者の指定手数料。 ・設計審査手数料1,000円 ・工事検査手数料1,000円 ・指定給水装置工事事業者の指定手数料14,000円	指定給水装置工事事業者の指定手数料を徴収。 ・指定給水装置工事事業者の指定手数料30,000円	給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事事業者の指定手数料。 ・設計審査手数料 900円 ・工事検査手数料 2,300円 ・指定給水装置工事事業者証手数料 14,000円	指定給水装置工事事業者の指定手数料を徴収。 ・指定給水装置工事事業者の指定手数料15,000円
16 給水装置工事の新規給水加入金 ※協議会協議項目	給水装置の新設及び増径工事について 13mmから 50mmまで各口径別に徴収している。 13mm 56,000円 20mm 136,000円 25mm 212,000円 30mm 306,000円 40mm 545,000円 50mm 850,000円 75mm 1,914,000円 100mm 3,401,000円 125mm 5,315,000円 150mm 7,652,000円 200mm 13,606,000円 250mm 21,259,000円 300mm 30,613,000円 350mm 41,668,000円 400mm 54,422,000円 450mm 68,879,000円 500mm 85,036,000円	給水装置の新設及び増径工事について 13mmから 100mmまで各口径別に徴収している。(税込み) 13mm 23,100円 20mm 54,600円 25mm 168,000円 30mm 244,650円 40mm 433,650円 50mm 677,250円 75mm 1,525,650円 100mm 2,707,950円 ・久居市水道施設利用加入金徴収条例第4条指定配水管(特別加入金)25,200円~378,000円 特別加入金の口径割増20mmの金額に次の係数を乗じる 25mm = 1.5 30mm = 2.2 40mm = 4.0 50mm = 6.2 75mm = 14.0 ・増径による加入金の差額 ・榊原簡易水道施設改良負担金381,150円 新規給水分担金として風早団地のみ新規給水の場合、1戸につき7,560円(税込み)徴収している。	給水装置の新設及び増径工事についてφ13mmからφ50mmまで各口径別に徴収している。 φ13mm 200,000円 φ20mm 260,000円 φ25mm 330,000円 φ30mm 500,000円 φ40mm 1,000,000円 φ50mm 1,600,000円	φ13mm 115,500円 φ20mm 138,600円 φ25mm 412,000円 φ30mm 659,200円 φ40mm 1,318,400円 φ50mm 2,389,600円 φ75mm 4,614,400円	給水装置の新設工事について 13mmから 100mmまで各口径別に徴収している。(消費税抜金額) 13mm 150,000円 20mm 250,000円 25mm 350,000円 30mm 500,000円 40mm 1,000,000円 50mm 1,500,000円 75mm 2,000,000円 100mm 2,500,000円 増径工事については、加入金の差額に消費税が必要。 ・未普及地域の給水新設事業のみ分担金として、563千円/戸(給水加入金を含む)を徴収する。	給水装置の新設工事について φ13mmからφ50mmまで各口径別に徴収している。 φ13mm 150,000円 φ20mm 250,000円 φ25mm 350,000円 φ30mm 500,000円 φ40mm 1,000,000円 φ50mm 1,800,000円 φ75mm以上については、別途協議する。 増径については、給水装置加入料金表による金額の差額を徴収する。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	14. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 15. 16.
-------	--

構成	市	町	村	の	現	況	調整の具体的内容
香良洲町				一志町			
				白山町			
				美杉村			
指定の様式により工事申込書の提出及び工事施工は、申込者と指定店との直接契約で指定店が行う。	指定の様式により工事申込書の提出及び工事施工は、申込者と指定業者との直接契約で指定業者が行う。	指定の様式により工事申込書の提出及び工事施工は、申込者と指定業者との直接契約で指定業者が行う。	指定の様式により工事申込書の提出及び工事施工は、申込者と指定業者との直接契約で行う。	指定の様式により工事申込書の提出及び工事施工は、申込者と指定業者との直接契約で行う。	指定の様式により工事申込を行い、申込者と指定業者の直接契約により給水工事を行う。		
給水装置工事に係る設計審査手数料の徴収を行い、津市水道局に支払をしている。 ・設計審査手数料1,080円	給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事業者の指定手数料。 ・設計審査手数料1,000円 ・工事検査手数料2,200円 ・指定給水装置工事業者の指定手数料14,000円	給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事業者の指定手数料。 ・設計審査手数料1,000円 ・工事検査手数料2,200円 ・指定給水装置工事業者の指定手数料14,000円	給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事業者の指定手数料。 ・設計審査手数料1,000円 ・工事検査手数料2,200円 ・指定給水装置工事業者の指定手数料14,000円	給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事業者の指定手数料。 ・設計審査手数料1,000円 ・工事検査手数料2,200円 ・指定給水装置工事業者の指定手数料14,000円	材料の検査手数料 500円 設計手数料 500円 設計審査手数料 500円 工事検査手数料 500円 指定業者登録手数料 14,000円 証明交付手数料 200円 諸証明手数料 200円		
給水装置の新設及び増径工事について 13mmから 150mmまで各口径別に徴収を行い、津市水道局に支払をしている。 13mm 83,160円 20mm 196,560円 25mm 330,120円 30mm 473,760円 40mm 812,700円 50mm 1,260,000円 75mm 2,852,640円 100mm 5,041,260円 125mm 7,893,900円 150mm 11,405,520円	給水装置の新設及び増径に当たり、1メートルにつき次の金額を徴収する。 新設(いずれも消費税込みの金額) 13mm... 52,500円 20mm... 94,500円 25mm... 157,500円 30mm... 252,000円 40mm... 420,000円 50mm... 735,000円 75mm...1,260,000円 増径 従前と増径後の口径間の差額を徴収する。 上記以外の口径については、設定なし。	給水装置の新設及び増径工事について 13mmから 75mmまで各口径別に徴収している。 13mm 50,000円 20mm 100,000円 25mm 150,000円 30mm 250,000円 40mm 400,000円 50mm 800,000円 75mm 1,200,000円	給水装置の新設及び増径工事についてφ13～φ50まで各口径別に徴収している。 φ20mm 150,000円 φ25mm 200,000円 φ30mm 250,000円 φ40mm 400,000円 φ50mm 800,000円 (税別)				

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道営業分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
17 給水装置工事の工事費用負担	・工事費用については、給水可能な地点からの分岐とし申込者の全額負担としている。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
18 給水装置工事の工事施行の受託・委託	・給水装置工事の受・委託は行っていない。	・公共工事(施設)による給水工事の受託。	・津市に同じ	・同左	・給水装置工事の受託を行い、工事費の負担を申込者は概算額を予納し、精算額を納付する。工事は給水指定工事事業者(村に指名願を提出済の業者)に随意契約又は入札により契約して施工	・給水装置工事の受・委託を行っている。
19 給水装置工事の工事検査	・工事申込後、屋内配管の構造と材質の基準の適合についての中間検査及び工事竣工後の竣工検査を実施している。	・工事申込後、屋内配管の構造と材質の基準の適合についての中間検査(水圧検査)及び工事竣工後の竣工検査を実施している。	・指定給水装置工事事業者が、工事を施工する場合は予め設計審査(使用材料の確認を含む)を受け、工事竣工後は竣工検査を受けなければならない。	・工事検査の制度あり。	・工事竣工後の竣工検査を受けなければならない。	・工事完成後、完成検査を実施している。
20 給水装置工事の工事用水の取扱	・給水装置工事申込として、同一扱い。	・業者からの申請のみ工事用として扱う。	—	・新規申込扱い。	・給水装置工事申込として、同一扱い。	—
21 給水装置工事の竣工図面の保存方法	・給水装置設計図書兼調書に使用材料の記入及び竣工図を製図し、水栓番号順にバインダーに綴じ込み永久保存している。	・給水装置設計図書兼調書に使用材料の記入及び竣工図を製図し、水栓番号順にバインダーに綴じ込み永久保存している。	・給水装置工事の綴りに保存し、申込書、竣工図面をパソコンに取込み保存している。	・日付順にバインダーに綴じ込み保存している。	・給水工事明細書に使用材料の記入及び竣工図を製図し、地区別にドッチファイルに綴じ込み永久保存している。	・給水装置工事設計書及び竣工図を年度毎に申込み順にファイルして永久保存している。
22 給水装置工事の受付、管理方法	・コンピューターでの受付入力管理及び給水工事整理簿への記入保存している。	・受付入力はパソコンで管理している。	・工事申込整理簿に必要事項を記入し、保存している。	・日付順にバインダーに綴じ込み保存している。	・平成13年4月より文書管理システム(コンピューター)に受付入力し管理している。	・受付簿での管理及び給水工事台帳へ記入し、保存している。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	17. 現行のまま新市に引き継ぐ。 18. 津市、河芸町等の例により調整する。(合併と同時) 19. 津市の例により調整する。(合併と同時) 20. 津市の例により調整する。(合併と同時) 21. 津市、久居市、白山町の例により調整する。(合併と同時) 22. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・津市に同じ	・同左	・同左	・同左	
-	・工事申込み後は書類検査のみで、工事完成後に現場にて材質等の確認と水圧テストを行う。	・水量使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者へ通知する。	・村の審査に合格した設計に基づき、指定業者に施行させる。竣工後ただちに検査を実施する。	
・給水装置工事申込として、同一扱い。	-	-	-	
・給水装置設計図書兼調書に使用材料の記入及び竣工図を製図し、水栓番号順にコピーをファイルに綴じ込み保存。原本については、津市水道局で保存している。	・個人用給水は、工事申込書のみ書類保存。バインダー綴じ込み。特に竣工図面は要求していない。 ・開発等の場合は、必要に応じて竣工図の提出を求め、保存している。	・給水装置設計図書兼調書に使用材料の記入及び竣工図を製図し、水栓番号順にバインダーに綴じ込み永久保存している。	給水装置設計図書兼調書に使用材料の記入及び竣工図を製図し、バインダーに綴じ込み永久保存。	給水装置設計図書兼調書。
・コンピューターでの受付入力管理及び給水工事整理簿への記入保存している。	・工事申込書の整理保存のみ。開始届とともにデータ登録を行う。	・給水工事整理簿へ記入保存している。	・受付は所定の用紙を用いる。管理は維持管理関係として記入保存している。	電算処理システムの変更。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道営業分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
23 給水装置工事の公道部分の使用材料指定の有無	・メーターまでの給水装置工事取扱要綱に基づき構造、材質等使用材料を指定している。	・メーターまでの給水装置の使用材料は維持管理を考慮し、受付時に指定している。	・配水管への取付口からメーターまでの間の給水管及び給水用具についてその構造及び材質を指定している。	・構造、材質等を指定。	・メーターまでの給水装置工事取扱要綱に基づき構造、材質等使用材料を指定している。	・メーターまでの給水装置工事については、使用材料を指定している。
24 給水装置工事の貯水槽水道設置の届出の有無	・受水槽設置届の提出及び貯水槽水道設置簿を作成している。	・受水槽設置届の提出及び貯水槽水道設置簿を作成している。	—	—	—	—
25 給水工事装置の3階以上の直結直圧給水	・直圧給水は2階までで、3階以上については受水槽を設置している。	・同左	—	—	—	—
26 給水装置工事の鉛給水管の解消	・メーター器の2次側までについて公道分、メーター器1次側及び2次側についての使用状況を調査中。	・メーター器1次側及びメーター取付部の取り替え。2次側については、調査中。 ・公共工事、漏水修理にあわせ改良している。	—	—	—	—
27 給水装置工事の工事事業者の指定	・水道法第25条の2第1項の規定に基づき受理している。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
28 安濃町専用水道	—	—	—	—	—	・原水を三恵技研工業へ供給している

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	23. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時) 24. 津市の例により調整する。(合併と同時) 25. 津市、久居市の例により調整する。(合併と同時) 26. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後、1年程度) 27. 現行のまま新市に引き継ぐ。 28. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
メーターまでの給水装置工事取扱要綱に基づき構造、材質等使用材料を指定している。	メーターまでの給水装置工事について、指定している。	メーターまでの給水装置工事について、構造、材質等の使用材料は指定していない。	メーターまでの給水装置工事について、構造、材質等の使用材料は指定していない。	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
メーター器の2次側までについて公道分、を漏水修理時に材料交換している。	-	-	-	合併後速やかに解消計画を策定する。
-	・津市に同じ	・同左	・同左	
-	-	-	-	現行のまま新市に引き継ぐ。